

令和 6 年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細書

通知書番号	

課税標準額		所得割均等割	
総所得・山林・退職	分離長期譲渡 一般株式等の譲渡 上場株式等の配当等	先物取引	肉用牛所得
算出所得割額	調整控除	住宅借入金等特別税額控除	外国税額控除・税額調整額
総所得・山林・退職	株主等の譲渡・肉用牛 上場株式等の配当等・実物取引	寄附金税額控除	配当非課税・定額減税額
市民税			
県民税			

森林環境税額 年税額	減免額・免除額	給与から特別徴収の方法に よって徴収する額の合計額	公的年金から特別徴収の方法に よって徴収する額の合計額	普通徴収の方法に よって徴収する額の合計額

(単位：円)

※所得割の税額は一般に次のような方法で計算されます。

$$[\text{所得金額} - \text{所得から控除される金額} = \text{課税標準額}] \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

 ※年税額は所得割・均等割・森林環境税の合計額です。

ウ 課税所得証明書で確認する場合

この「課税所得証明書」の で囲んだ「市民税」の項の「所得割」と、税額控除等の内訳の「住宅借入金等特別税額控除等」(市)の合計額が所得階層区分を判定する際に用いる金額となります。

[illegible]

《注意》

これらの判定の基礎となる金額を父母で合算した金額が階層区分を判定する際の基準額となります。ただし、父母の所得割額の合算額が0円のときで、同居する直系親族（祖父・祖母等）の所得割額が0円でないときは、同居する直系親族のうちで所得割額が一番高い者（1名）を家計の主宰者とみなし、階層区分を算定します。

(※) 住宅借入金等特別税額控除の他に寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・特定増改築住宅借入金等特別控除が該当します。